

誘導施設一覧

区分	誘導施設	概要
健康増進機能	・ 温浴施設	・ 日本標準産業分類にある「その他の公衆浴場業」に該当する施設で、薬治、美容など特殊な効果を目的として公衆又は特定多数人を対象として入浴させる施設
	・ トレーニング施設	・ 日本標準産業分類にある「スポーツ・健康教授業」に該当する施設で、指導者が柔道、水泳、ヨガ、体操などを教授することを主たる目的とする施設
	・ フィットネスクラブ	・ 日本標準産業分類にある「フィットネスクラブ」に該当する施設で、室内プール、トレーニングジム、スタジオなどの運動施設を有し、会員に提供する施設
子育て機能	・ 子育て支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、幼保連携型認定こども園 ・ 児童福祉法第6条の3第7項の事業（一時預かり事業）を行う施設 ・ 学校教育法第1条に規定する幼稚園 ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項の施設（認定こども園） ・ 母子健康法第22条の施設（母子保健に関する各種の相談に応ずるほか、保健指導等を行う施設）
商業機能	・ 大規模小売店舗（食品スーパー等）	・ 日本標準産業分類にある「各種商品小売業」，「飲食料品小売業」に該当する店舗で、店舗面積が1,000㎡を超える施設
	・ 映画館	・ 日本標準産業分類にある「映画館」，「興行場（劇場，興行場）」に該当する施設
	・ 劇場	
	・ 興行場	